

IHC運用ガイドライン改定（案）に伴う主要箇所に関する新旧対比表

新	旧（令和5年2月15日十五訂）
<p>第1 本ガイドラインの目的</p> <p>1 ホットラインセンターについて</p> <p>(1) ホットラインセンター設置の背景 (略)</p> <p>(2) 運用変更に係る経緯</p> <p>ア ～ ウ (略)</p> <p>エ 犯罪実行者募集情報の追加</p> <p><u>近年、インターネット上において、「闇バイト」、「裏バイト」等と表記したり、仕事の内容を明らかにせずに著しく高額な報酬の支払を示唆したりして実行者を募集するSNS上の投稿や当該投稿に関する情報が見られており、これに応募した者らにより実際に犯罪が敢行され、中には凶悪事件に発展する事例も出ていることを受け、令和5年3月に開催された「犯罪対策閣僚会議」において、「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」が決定し、この種情報の排除に向けた更なる対策を推進することが示されたことから、著しく高額な報酬の支払を示唆して行う犯罪の実行者の募集を直接的かつ明示的に誘引等する情報（以下「犯罪実行者募集情報」という。）については、国の委託の範囲とすることとした。</u></p> <p><u>なお、犯罪実行者募集情報は、強盗等の重要犯罪に発展する危険性がある犯罪（特殊詐欺等）と密接に関連していることから、重要犯罪密接関連情報の一類型として整理し取り扱うものとする。</u></p>	<p>第1 本ガイドラインの目的</p> <p>1 ホットラインセンターについて</p> <p>(1) ホットラインセンター設置の背景 (略)</p> <p>(2) 運用変更に係る経緯</p> <p>ア ～ ウ (略)</p>
<p>第4 プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する対象有害情報に関する対応依頼</p> <p>1 総論 (略)</p> <p>2 対象有害情報の範囲 (略)</p> <p>3 対象有害情報であるか否かの判断基準</p> <p>① 重要犯罪密接関連情報</p> <p><u>対象有害情報のうち、重要犯罪密接関連情報としては、次に掲げるとおり、インターネット上に流通することによって、個人の生命・身体に危害を加えるおそれが高い重要犯罪（殺人、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買をいう。）と密接に関連する「殺人、強盗、不同意性交等、放火、誘拐、傷害、逮捕・監禁、脅迫」を直接的かつ明示的に誘引等する情報のほか、重要犯罪に発展する危険性がある犯罪と密接に関連するものとして、「拳銃等の譲渡等」、「爆発物・銃砲等の製造」、「臓器売買」、「人身売買」、「硫化水素ガスの製造」、「ストーカー行為等」を直接的かつ明示的に誘引等する情報が挙げられる。</u></p>	<p>第4 プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する対象有害情報に関する対応依頼</p> <p>1 総論 (略)</p> <p>2 対象有害情報の範囲 (略)</p> <p>3 対象有害情報であるか否かの判断基準</p> <p>① 重要犯罪密接関連情報</p> <p>対象有害情報のうち、重要犯罪密接関連情報としては、<u>次のものが挙げられる。</u></p> <p>なお、判断の際には、対象有害情報が掲載されているウェブサイト等の目的等の全体構成や周辺の情報等を踏まえた上で、慎重に判断するものとする。</p>

また、犯罪実行者募集情報については、重要犯罪又は重要犯罪に発展する危険性がある犯罪の実行を誘引するものであることから、重要犯罪密接関連情報の一類型として取り扱うものとする。

なお、判断の際には、対象有害情報が掲載されているウェブサイト等の目的等の全体構成や周辺の情報等を踏まえた上で、慎重に判断するものとする。

- ア 拳銃等の譲渡等 (略)
- イ 爆発物・銃砲等の製造 (略)
- ウ 殺人等

次の(ア)及び(イ)を満たす場合には、殺人、強盗、不同意性交等、放火、誘拐、傷害、逮捕・監禁、脅迫（以下「殺人等」という。）を直接的かつ明示的に請負等するものとして、重要犯罪密接関連情報と判断することができる。（以下略）

- エ 臓器売買 (略)
- オ 人身売買 (略)
- カ 硫化水素ガスの製造 (略)
- キ ストーカー行為等 (略)
- ク 犯罪実行者の募集

次の(ア)及び(イ)を満たす場合には、著しく高額な報酬の支払を示唆して行う犯罪の実行者を直接的かつ明示的に誘引等（募集）するものとして、重要犯罪密接関連情報と判断することができる。

なお、具体的な仕事の内容を明らかにせず著しく高額な報酬の支払を示唆し、匿名性の高い通信手段を利用して人を募集する投稿など、当該投稿や前後の内容、社会的情勢その他の事情から、社会通念上、重要犯罪に発展する危険性がある犯罪の実行者の募集を誘引等するものと認められるときは、これに該当する。

(ア) 「闇バイト」、「裏バイト」、「高額報酬」、「高収入」等、著しく高額な報酬の支払を示唆する表現が記載されていること

(イ) 「受け子」、「出し子」、「かけ子」、「現金回収」、「UD」、「運び屋」、「荷受け」等、犯罪の実行者の募集を示唆する表現が記載されていること

- ア 拳銃等の譲渡等 (略)
- イ 爆発物・銃砲等の製造 (略)
- ウ 殺人等

次の(ア)及び(イ)を満たす場合には、殺人、強盗、強制性交等、放火、誘拐、傷害、逮捕・監禁、脅迫（以下「殺人等」という。）を直接的かつ明示的に請負等するものとして、重要犯罪密接関連情報と判断することができる。（以下略）

- エ 臓器売買 (略)
- オ 人身売買 (略)
- カ 硫化水素ガスの製造 (略)
- キ ストーカー行為等 (略)

第5 本ガイドラインの見直し等
(改定履歴)

- (1) ～ (13) (略)
- (14) 令和5年度 改定の概要

- 犯罪実行者募集情報
 - ・ 犯罪実行者募集情報の排除に向けた対策の強化が求められたことから、重要犯罪密接関連情報の一類型として犯罪実行者募集情報をガイドラインに追加した。
- 重要犯罪密接関連情報
 - ・ 類型ウ「殺人等」の判断基準について、刑法の改正に伴い、文言表記を一部変更した。

第5 本ガイドラインの見直し等
(改訂履歴)

- (1) ～ (13) (略)